

## 令和5年度第2回佐倉市総合教育会議

1. 日 時 令和5年12月20日(水) 午後1時30分～2時30分(予定)
2. 会 場 佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室
3. 内 容
  - (1) 市長挨拶
  - (2) 議事
    - ①協議・調整事項
      - ・佐倉市教育大綱(案)について
  - (3) 事務連絡

---

### 会議資料

出席者名簿

資料1：佐倉市教育大綱(案)について

資料2：佐倉市教育大綱(案)

資料3：総合計画中期基本計画・教育ビジョンと教育大綱の基本方針  
について

資料4：現行の佐倉市教育大綱

## 佐倉市教育大綱（案）について

### 1 教育大綱とは

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育振興に関する目標や施策の根本的な方針となる大綱の策定が地方公共団体の長に義務付けられました。

これにより、本市では平成 28 年 2 月に初めて策定された後、令和 2 年 2 月に改訂されています。

#### 参考 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

|          |                                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (大綱の策定等) |                                                                                               |
| 第一条の三    | 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する根本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。 |

#### 参考 2 教育大綱と教育振興基本計画（教育ビジョン）の違い

|      | 教育大綱                             | 教育振興基本計画<br>(教育ビジョン)            |
|------|----------------------------------|---------------------------------|
| 根拠法令 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律              | 教育基本法                           |
| 策定主体 | 地方公共団体の長<br>※総合教育会議において要協議       | 地方公共団体                          |
| 内容   | 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 | 地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 |
| 策定義務 | 必須（策定義務有り）                       | 努力義務                            |

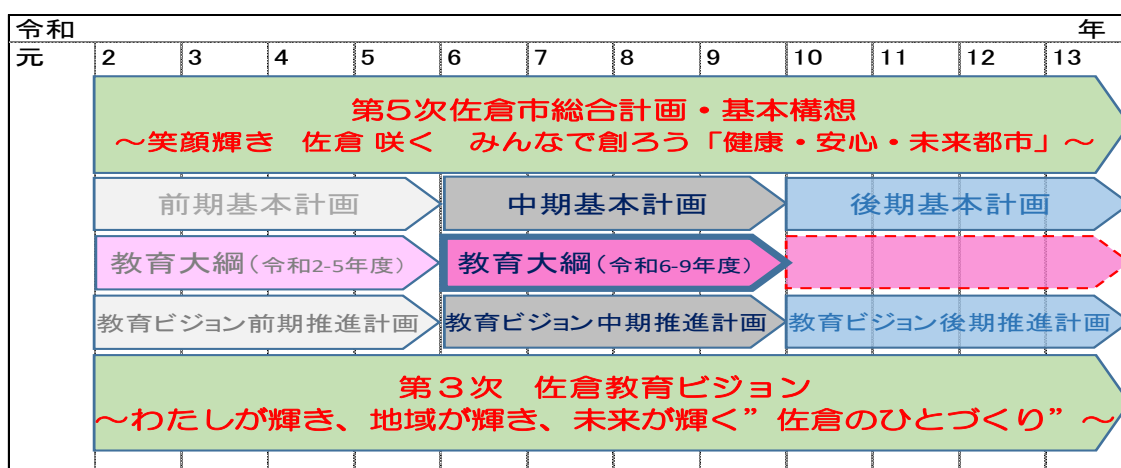
## 2 策定にあたって

### (1) 策定の基本方針

- 佐倉市教育大綱は、「第5次佐倉市総合計画」及び「第3次佐倉教育ビジョン」を踏まえて策定します。
- 大綱のテーマは、現大綱から引き続き、第3次佐倉教育ビジョンの基本理念「わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”」とします。

### (2) 大綱の計画期間

- 現在改訂が進められている第5次佐倉市総合計画中期推進計画、及び第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画と連動して、計画期間を令和6年度から令和9年度までの4年間とします。



## 3 教育大綱（案）について

別紙のとおり

## 4 今後のスケジュール

- ①政策調整会議付託
- ②パブリックコメント
- ③総合教育会議での再度協議
- ④市長による決定

# 佐倉市教育大綱〔案〕

(令和6年度～令和9年度)

- わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり” -

## 1. はじめに

急速に進む技術革新によるICTの進展やグローバル化、少子・高齢化の更なる進行による社会構造の変化、新型コロナウイルスの世界的流行を経験した価値観の変化など、子どもや教育を取り巻く環境は大きく変化し、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。このような中でも一人一人が尊重され、可能性が最大限に引き出され、心豊かに生き抜く力を育むためには、これまで以上に教育の重要性が高まっていくものと考えます。

社会全体の発展と持続可能な地域社会を実現していくためには、多様で有為な人材を育てることが求められています。移り変わる社会情勢を的確に捉え、適応し、未来を切り拓いていく上で、進取の精神を育んできた佐倉の歴史から学ぶところは、今もお大きいものと考えます。

佐倉市は、多くの人材を育てる「まち」を目指し、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、佐倉学を推進し、佐倉で学んだ人々が、佐倉に誇りと愛着を持って一生涯活躍できるよう、教育の更なる充実に取り組んでいくため、ここに佐倉市教育大綱（以下「大綱」といいます。）を定めます。

大綱の実現にあたり、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることとします。また、教育の推進にあたっては、地域社会が一体となって取り組むこととします。

## 2. 策定の趣旨及び基本的な考え方

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方向性を定めるものです。

大綱は、第5次佐倉市総合計画及び第3次佐倉教育ビジョンをふまえ、定めるとし、大綱の期間は、「第5次佐倉市総合計画・中期基本計画」と連動させ、令和9年度までとします。



### 3. 大綱の基本方針

#### 基本方針1 生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します

目まぐるしく進展する社会の中でも、子どもたちがたくましく、力強く生きていくために、ICTの活用など、個々の状況に応じた効果的な教育を受けることができる環境を整備し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、様々な能力を開花することができる教育を目指します。また、子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。

人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを広め、国際交流や異なった文化を理解するための取り組みを行います。

#### 基本方針2 学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たし、その絆を深め、助け合いながら連携を進めることのできる取り組みを行います。

また、経済的な理由により子どもたちの学ぶ機会が損なわれないよう必要な支援を行うとともに、一人ひとりのニーズに合った教育を推進し、誰もが安全に安心して学校に通える環境を整備します。

いじめの防止に向けては、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。

#### 基本方針3 生涯にわたる学びを支援します

市民一人ひとりが生きがいを持って豊かで充実した生活を送るため、市民の学習ニーズとライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、市民の学習成果を生かせるまちづくりを目指します。また、スポーツに親しむ環境を維持・整備し、心と体の健康づくりを推進します。

佐倉の恵まれた自然や、歴史・文化等を学ぶ機会を身近に提供することで、佐倉市への愛着、郷土意識を醸成します。併せて、市民の多様な学びを地域に広げるための仕組みを整えます。

ボランティアや地域行事への参加を積極的に推進し、世代間交流を充実させ、市全体で青少年の健全育成に取り組みます。

#### 基本方針4 歴史・文化資産の保全・活用を推進し、芸術・文化を振興します

「好学進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、日本遺産に認定された歴史的な町並みや、貴重な文化財など数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興や、地域の歴史の普及に向けた取り組みを行います。

また、文化的行事の充実を図るとともに、市民の多様な芸術文化活動を支援し、佐倉から芸術文化を創造・発信します。

令和6年 月

佐倉市長 西田 三十五

総合計画中期基本計画・教育ビジョンと教育大綱の基本方針について

資料—3

| 総合計画 中期基本計画    |        |                     | 佐倉教育ビジョン |      |                 | 施策の方向性<br>(総合計画・ビジョン共通) |  |
|----------------|--------|---------------------|----------|------|-----------------|-------------------------|--|
| 基本方針4<br>基本施策1 | 学校教育   | 学力向上・学習内容の充実に取り組みます | 基本方針1    | 学校教育 | 確かな学力の向上        | 学力向上・学習内容の充実に取り組みます     |  |
|                |        | 豊かな人間性を育む教育に取り組みます  |          |      | 教職員の指導の質の向上     |                         |  |
| 基本方針4<br>基本施策2 | 教育環境   | 良好な学習環境を整備します       | 基本方針2    | 教育環境 | 学校の施設整備の推進      | 良好な学習環境を整備します           |  |
|                |        | 地域に開かれた学校運営を行います    |          |      | 学校の教育環境の整備      |                         |  |
| 基本方針4<br>基本施策3 | 生涯学習   | 市民の生涯学習を推進します       | 基本方針3    | 生涯学習 | 地域に開かれた学校づくり    | 市民の生涯学習を推進します           |  |
|                |        | 生涯学習の環境を整備します       |          |      | いじめや不登校等への対応の充実 |                         |  |
| 基本方針3<br>基本施策4 | 文化芸術振興 | 文化財の保存・活用を推進します     | 基本方針4    | 文化芸術 | 教育に係る保護者の負担の軽減  | 生涯学習の環境を整備します           |  |
|                |        | 芸術文化の普及を推進します       |          |      | 歴史文化資産の保全・活用    |                         |  |
|                |        |                     |          |      | 佐倉の魅力の掘り起こし     |                         |  |
|                |        |                     |          |      | 芸術文化の普及の促進      | 芸術文化の普及を推進します           |  |
|                |        |                     |          |      | 市民の芸術文化活動への支援   |                         |  |

佐倉教育ビジョンと総合計画中期基本計画(案)との整合にも考慮し、大綱は引き続き**4つの基本方針に基づき**定める。

| 教育大綱(案)                    |
|----------------------------|
| 基本方針1<br>学校教育の充実・人権平和教育    |
| 基本方針2<br>教育環境の整備・学校家庭地域の連携 |
| 基本方針3<br>生涯にわたる学びの支援       |
| 基本方針4<br>歴史文化の保全活用・芸術文化の振興 |

# 佐倉市教育大綱

(令和2年度～令和5年度)

- わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり” -

## 1. はじめに

少子高齢化や人口減少、高度情報化社会の進展など、社会構造が大きく変化する中で、これまで以上に複雑で、予測困難な課題の出現が想定されます。これら課題に的確に対応し、解決していくためには、人々が自らを高め、人生を豊かにするだけでなく、様々な能力を発揮し、地域とのつながりを大切にしながら、積極的に行動していくことが大切です。

社会全体の発展と持続可能な地域社会を実現していくためには、多様で有為な人材を育てることが求められています。変わりゆく社会情勢に対応した新たな価値を創造していく上で、進取の精神を育んできた佐倉の歴史から学ぶことは、極めて大きいものと考えます。

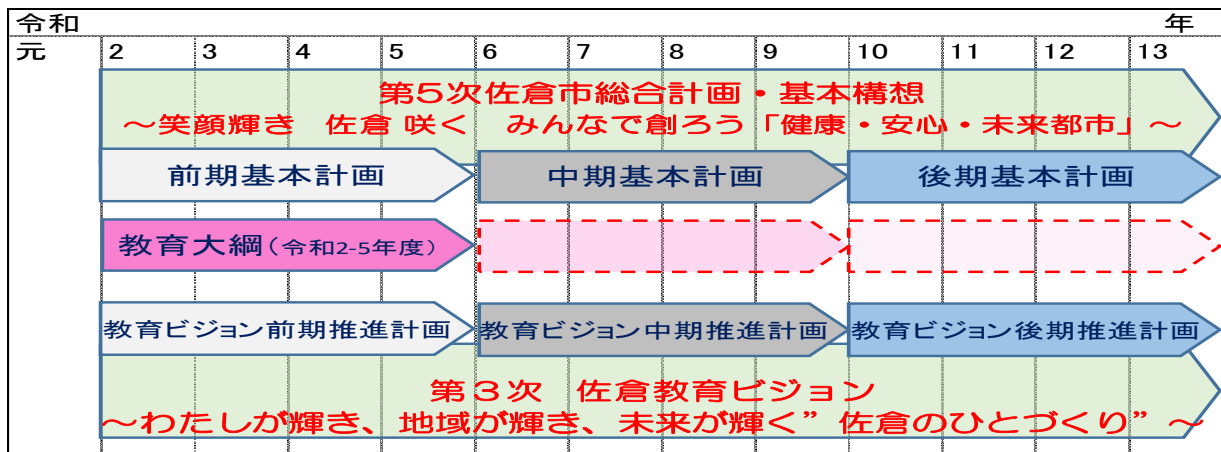
佐倉市は、多くの人材を育てる「まち」を目指し、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、佐倉学を推進し、佐倉で学んだ人々が、佐倉に誇りと愛着を持って一生涯活躍できるよう、教育の更なる充実に取り組んでいくため、ここに佐倉市教育大綱（以下「大綱」といいます。）を定めます。

大綱の実現にあたり、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることとします。また、教育の推進にあたっては、地域社会が一体となって取り組むこととします。

## 2. 策定の趣旨及び基本的な考え方

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方向性を定めるものです。

大綱は、第5次佐倉市総合計画及び第3次佐倉教育ビジョンをふまえ、定めることとし、大綱の期間は、「第5次佐倉市総合計画・前期基本計画」と連動させ、令和5年度までとします。



### **3. 大綱の基本方針**

#### **基本方針1 生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します**

進展する社会の中で、子どもたちが力強く生きていくために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むとともに、子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。

また、人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを広め、国際交流や異なった文化を理解するための取り組みを行います。

#### **基本方針2 学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します**

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たしながら、連携を進めることのできる取り組みを行います。

また、子どもたち一人ひとりのニーズに合った教育を推進し、不登校など課題への対応を充実させ、保護者と緊密な連携を図り、安心して学校に通える環境を整備します。

いじめの防止に向けては、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。

#### **基本方針3 生涯にわたる学びを支援します**

市民の多様な学習ニーズとライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境を整備し、心と体の健康づくりを推進します。併せて、市民の多様な学びを地域に広げるための仕組みを整えます。

また、ボランティアや地域行事への参加を積極的に推進し、世代間交流を充実させ、市全体で青少年の健全育成に取り組みます。

#### **基本方針4 歴史・文化資産の保全、活用を推進し、芸術・文化を振興します**

「好学進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、日本遺産に認定された歴史的な町並みなど数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に向けた取り組みを行います。

また、文化的行事の充実を図るとともに、新たな芸術文化活動を創造し、佐倉から芸術文化の重要性を広く発信します。

令和2年 2月

佐倉市長 西田 三十五